

2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）に対する 意見公募要領について

令和2年1月31日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
電力産業・市場室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会では、計画値同時同量制度下において系統利用者が実需給前に提出する計画と実際の発電・需要実績との差分（インバランス）を、一般送配電事業者が調整力電源を用いて調整する際の対価精算方法であるインバランス料金制度を、需給調整市場の創設にあわせて2021年度ⁱから改正する方針が示され、その詳細については、電力・ガス取引監視等委員会において、資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関の協力を得つつ検討を進めることとされました。

これを受け、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、2019年2月より、新たなインバランス料金制度の詳細について9回にわたって議論がなされ、その中間取りまとめについて、2019年12月26日の電力・ガス基本政策小委員会に報告されました。

つきましては、当該中間取りまとめについて、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）」

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

ⁱ 2019年11月6日の電力・ガス基本政策小委員会において、電力・ガス取引監視等委員会における検討結果も踏まえ、新たなインバランス料金制度の開始時期が2022年度からに延期されました。

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和2年1月31日（金）～令和2年2月29日（土）

5. 意見提出先・提出方法

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の下にある「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」の入力様式に従い提出してください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。